

(略) 様
(略) 様

神奈川県監査委員 木 原 英 和
同 高 岡 香

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成22年5月17日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定に基づき監査を行いましたので、その結果を次のとおり通知します。

第1 請求に対する判断

地方自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

平成20年度の政務調査費に係る交付金の額の確定の事務において、一部に財産の管理を怠る事実が認められた。したがって、知事は、別表3のとおり目的外支出とした項目について、交付先の県議会の各会派等がその内容を修正し、収支報告書の再提出を行ったことを確認するなど、必要な措置を平成22年9月30日までに講じられたい。

また、県の交付金の準則である補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「補助金規則」という。）を踏まえて、知事は、政務調査費の額の確定を行う年度と交付先で実際の支出が行われる年度の間で乖離が生じないように、交付先も含め、関係規定等を整備されたい。

第2 請求の内容

1 請求人から平成22年5月17日付けで提出された請求書の内容（内容は原文のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

（1）請求の趣旨（主張の事実）

ア 平成20年度政務調査費の交付額・支出額・返還額

（ア）神奈川県知事は神奈川県議会各会派（無所属を含む）に対し、「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」（平成13年3月27日、条例第33号・以下本条例とする）第3条に基づき、平成20年度において本条例第3条に定める議員一人あたり月額53万円、年額636万円の政務調査費を交付している。

（イ）神奈川県議会主要4会派、自由民主党、民主党・かながわクラブ、公明党、県政会・大志会（所属議員10名）の各会派・議員（以下主要4会派と称する）は、本条例第12条に基づき各会派代表者（県政会・大志会にあっては所属議員各自より）より神奈川県議会議長あてに平成20年度の政務調査費収支報告書を提出している。

（ウ）同報告書によれば当該主要4会派の政務調査費交付額・支出額・返還額は次の通り報告されている（事実証明書1）。

表1 『政務調査費交付額・支出額・返還額一覧表』（事実証明書1） （単位：円）

会派名 (議員名)	交付額 (A)	支出額 (B)	返還額 (C)	備考 B/A(支出割合)
自由民主党(40名)	254,400,000	283,470,924	0	111.4
民主党・かながわクラブ(34名)	221,010,000	233,871,046	0	105.8
公明党(12名)	76,320,000	78,585,921	0	103.0
県政会・大志会 (所属議員10名)	3,500,000 60,100,000	3,539,243 61,120,166	601,954	101.7
合計(96名)	615,330,000	660,587,300	601,954	107.4

イ 神奈川県議会における過年度政務調査費支出額の問題点

(ア) 神奈川県議会主要4会派は平成15年～18年度4年間の同請求人らによる住民監査請求監査において、各々次の通りの違法支出額（目的外支出額）の存在を指摘されている。

表2 平成15～18年度住民監査請求監査結果集計表（監査結果より）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
自由民主党	1,928,300	1,301,844	1,622,650	39,557,469	44,410,263
民主党・かながわクラブ	127,760	81,770	165,470	37,693,192	38,068,192
公明党	155,940	92,060	84,540	7,902,969	8,235,509
県議会・大志会	1,258,349	623,120	654,380	11,784,924	14,320,773
合計	3,470,349	2,098,794	2,527,040	96,938,554	105,034,737

(イ) 監査が実態を伴って行われた平成18年度分における主要4会派の目的外支出割合は全体で14.4%にのぼり、そのなかでも民主党・かながわクラブは21.0%と突出している。支出額の2割余が違法支出とされているのであるが、その中には領収書のない支出が4会派で847件8,944,200円を占める等、杜撰な経理が行われていたのである。

(ウ) こうした政務調査費の乱脈経理を背景に、神奈川県議会では平成20年3月「政務調査費事務処理の手引き」（事実証明書6）をとりまとめ、平成20年4月1日より1円以上の領収書の添付や支出の按分を義務付け（按分割合は任意とする）て、政務調査費支出のより一層の透明性と公正性の向上を図ろうとするに至ったものである。

(エ) 本件住民監査請求は、こうした議会の対応が公正かつ透明性実現の上で充分であるかどうかの検証という課題を担ってのものであるが、結論的には真の透明性確保にはほど遠く、制度の現状維持そのものにも疑念を抱かせる結果であった。

ウ 神奈川県議会主要4会派の政務調査費支出額の違法性

(ア) 違法支出の存在

我々請求人らは提出された政務調査費収支報告書を基に各会派・議員が開示した「領収書等」を検証し、平成20年4月より実施に移され

た神奈川県議会「政務調査費事務処理の手引き」（事実証明書6）との
 検証を行い、更には寝屋川市議会大阪高裁判決（平成19年12月・事実
 証明書8(1)(2)）と、この判決に基づき作成された「寝屋川市議会政務
 調査費の交付に関する使途基準細則」（平成20年7月・事実証明書
 （9））や平成20年4月より実施に移された川崎市議会政務調査費の
 運用指針（事実証明書10）を参考として、新たな視点を付加してさら
 なる検証を加えた。

その結果主要4会派の政務調査費中下記表3のとおり総額299,633,
 150円の違法支出額が存在すると判断された。

よってこの金額が地方自治法第242条1項に基づく住民監査請求に
 よる政務調査費の違法支出額として、監査委員が神奈川県知事並びに
 神奈川県議会、自由民主党、民主党・かながわクラブ、公明党、県政
 会・大志会（各議員を含む）各4会派・議員に対し各会派より返還を
 求める勧告を行うよう請求する金額である。

表3 会派議員別違法支出額・返還請求額一覧表

（単位：円）

	A 住民監査請求対象支出 額	B 会派・議員政務調査費充当額	C 監査請求人認定適法充当 額	D 差額違法支出額 (B-C)	E 収支報告書支出超過額	F 差引返還請求額 (D-E)
自由民主党	214,952,032	196,337,085	66,186,991	130,155,843*	29,066,942	101,088,901
民主党・かながわクラブ	188,516,934	175,016,915	61,310,290	113,706,625	12,923,039	100,783,586
公明党	43,319,399	40,172,515	14,064,083	26,108,432	2,296,324	23,812,108
県政会・大志会	1,629,892	1,629,892	543,312	1,086,580	36,637	1,049,943
川 相 原 高 広	4,604,112	3,869,137	963,602	2,905,535	127,188	2,778,347
川 嘉 山 照 正	5,369,129	4,832,209	1,789,715	3,042,494	22,883	3,019,611
川 斉 藤 ゆ う き	6,016,332	5,414,697	2,005,467	3,409,230	215,267	3,193,963
川 川 上 賢 治	4,567,754	3,915,247	1,426,342	2,488,905	64,160	2,424,745
川 笠 間 茂 治	5,695,023	4,321,806	1,685,473	2,636,333	15,712	2,620,621
川 飯 田 誠	6,945,064	4,868,828	1,864,371	3,004,457	173,531	2,830,926
川 馬 場 学 郎	4,856,939	4,486,163	1,530,985	2,955,178	3,225	2,951,953
川 山 本 俊 昭	4,931,838	3,454,751	1,544,443	1,910,308	0	1,910,308
川 松 尾 崇	4,632,316	4,199,907	1,264,614	2,935,293	997,599	1,937,694
川 菅 原 直 敏	4,913,861	4,913,861	1,625,924	3,287,937	0	3,287,937
県政会・大志会計	54,162,260	45,906,498	16,244,248	29,662,250	1,656,202	28,006,048
合計	500,950,625	457,433,013	157,805,612	299,633,150*	45,942,507	253,690,643

* 按分計算の結果、差額が△5,749円となる支出内容について、ゼロ算定したことによる。

(イ) 違法支出の内容

a 違法支出額と判断した支出の大部分は、広報・広聴費、事務所費、事務費、人件費について、政務調査活動に関する支出と、政務調査研究活動以外の会派・議員としての議会活動、後援会活動、政治活動、選挙活動、私的活動に関わる支出額とを適切に按分していないことによる「按分不適切な支出額」が大部分である。

b いう迄もなく政務調査費は県政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として支出することができ、それ以外のものに充ててはならない（地方自治法第100条14項、神奈川県議会政務調査費事務処理の手引き・はじめに）ものとされている。

c 具体的には神奈川県議会が平成20年4月1日付で適用することとした「政務調査費事務処理の手引き」に基づき、「Ⅲ、政務調査費充当の基本的な考え方（3頁）」に従って検証し、按分を要する支出についてはその按分根拠が明確でないと認められたものについては、同3頁記載の「3. 政務調査活動と他の議員活動等が混在する場合の按分指針」により「按分割合は活動実態によって異なるところから一律に比率を示すことが困難」として会派または議員が実質的には任意に設定するとしたことを受け、請求人としては特に寝屋川市議会平成19年12月大阪高裁が示した控訴審判決基準を参考として次の通り按分指標を定め、事務所費、事務費、人件費について適用する。なおこれらは川崎市議会の運用指針と全く同様の基準である。

(a) 政務調査活動と後援会活動もしくは政党活動（政党活動には議会業務活動を含む）の場合 ⇒ 政務調査活動は2分の1とする（2分の1は目的外支出）

(b) 政務調査活動と後援会活動及び政党活動（議会活動含む）の場合 ⇒ 政務調査活動は3分の1とする（3分の2は目的外支出）。

(c) 前記（b）に個人的使用（私的活動）が加わった場合 ⇒ 政

務調査活動は4分の1とする（4分の3は目的外支出）。

注：議会活動は議員報酬の対価である議員業務であって、この業務活動に対する政務調査費の支出充当は認められない。

なお県議会事務処理の手引きでは会派議員らは実質的に按分割合は「それぞれの責任において実態に応じ合理的に説明できる比率を定めて用いるものとする」とされたのであるが、実際には平成20年3月の監査結果で監査委員により10分の1の按分割合が多用されたことを受け、会派・議員の殆どが平成20年度の政務調査費按分割合の大部分を10分の1とする結果となった。

しかも「10分の1」の按分割合根拠について何ら示されることもなく適用されており、県議会の「事務処理の手引き」とは裏腹に、会派・議員の主体性も無く、単に監査結果で用いられた按分割合を多用するにとどまったことは極めて不相当である。

なお平成15～18年度の住民監査請求結果を受けた住民訴訟（横浜地裁平成19年（行ウ）20号事件）では、訴訟準備手続き中の裁判官による判断として訴訟被告及び補助参加人らに対し「10分の1按分基準は過小と考えている」旨の意向が明示されており、請求人らが本件住民監査請求において会派議員らが多用する10分の1の按分基準を不適切基準とする根拠の一つである。

d 広報・広聴費に対する按分基準

平成20年3月7日付で公表された住民監査請求に基づく監査の結果では、住民監査請求人が広報・広聴費について「広報活動は政務調査研究に該当しない。広報ビラ印刷（議会ニュース等）配布費用は、大部分会派の政治活動費、後援会活動費である」との主張に対し、「広報紙等作成費について、成果物が確認できないものは2分の1を目的外支出とする」に留まり、請求人の主張に直接応答することなく、理由も示されないまま事実上却下されている。

住民監査請求人らは改めて、議会広報活動の実態は政務調査研究に資する支出に該当せず、地方自治法第100条14項の規定に反するものとして目的外支出と主張するものである。

なお本条例第9条（事実証明書2）の交付の対象となる経費として、

条例施行規則第5条の別表広報費の用途として「会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」の定めのうち「議会活動の広報活動に要する経費」の定めについては、地方自治法第100条14項に定める「議会の議員調査研究に資するため必要な経費」との政務調査費の用途を定めた法令上の用途を越える条例であり、憲法第94条に定める「地方公共団体は（略）法律の範囲内で条例を制定することができる」との定めに対するものとして、効力なき定めである。

よって住民監査請求人らは、議会かながわ、県政報告書、並びに類似するホームページや民間タウン誌等に掲載する同様の議会報告等及びその配布諸経費等については大部分後援活動経費ないしは政党活動費であって、議員の調査研究に資するために必要な経費には全額は該当しないとして目的外違法支出を算定するものである。

その上で、当該ニュース等に一部政務調査研究に判例でも認める間接的に資する部分がありうるところから、事実証明書4に示す基準により、該当支出の3分の1を目的内支出とし、3分の2を目的外違法支出との判断を行うものである。

(ウ) 神奈川県知事の怠る事実の存在について

- a 神奈川県知事には地方自治法第148条により自治体の事務を管理し、及びそれを執行することに加え、同149条5号で会計を監督することを定め、6号で財産を取得・管理・処分する事務を行うことを定めている。
- b 従って知事はその提出された収支報告書が適正であるかどうかについて管理監督責任を有するが、平成13年度制度発足来今日迄知事により同法に基づき調査された形跡もなく、是正に向けた管理監督を知事として怠ったままになっている。
- c このたび住民監査請求人らが開示された領収書をもとに判断した結果、平成18年度に監査委員監査が行われたにも拘らず、より多額の違法支出の存在が容易に検証できたものであり、知事が議会の活

動を尊重し、あるいは議長の立場を尊重するとしても、多額の違法支出の存在を放置し、財産の管理を怠ることは許されるものではなく、知事の怠る事実の存在は明らかである。

- d その上で政務調査費監査委員監査に対する知事のこれ迄の対応から推察して、政務調査費収支報告書支出全体の調査は、県民による住民監査請求によらざるを得ないと判断し、改めて再び住民監査請求に及んだ次第であり、神奈川県議会会派・議員らにより県の蒙った損害の補填を求め、知事及び議会に対し必要な措置の勧告（地方自治法第242条4項）を求めたものである。

（2）措置請求内容

ア 措置請求内容

以上の次第で請求人らは、管理監督責任に基づく調査権の行使を怠る知事に代わり神奈川県監査委員として知事に対し前掲本監査請求4頁の一覧表に示す平成20年度分の4会派総額299,633,150円の違法支出について、収支報告書支出超過額45,942,507円を差引き、総額253,690,643円を監査請求対象指定会派（及び所属する議員を含む）に対し違法支出返還請求を行うよう求めるとともに、この先政務調査費の適正な支出を確保する上で必要な措置を講ずることにつき勧告されるよう、地方自治法第242条1項の定めに基づき、事実証明書を添付して住民監査請求を行うものである。

イ 個別外部監査請求とその理由

本件の監査請求は監査委員4人のうち議員選出の2名が当事者で除斥されるほか、短期間に本件監査を行うには地方自治法第100条14、15項の定めとその趣旨や憲法解釈に加え、本条例・規程、更には全国各地での住民監査請求結果やこれに伴う住民訴訟の判例を熟知していることが求められる。

その上でこれら諸法制を踏まえた豊富な監査実務の経験が必要なこと、及び本件住民監査請求に應えること自体、行政機関が議会の諸活動に深く介入することともなって、監査委員として客観的な第三者の

立場を堅持することが困難となることも推察される。更には違法支出件数が4会派合せて5,870件にものぼり、監査委員2名だけでは有効な監査は行い難いことも十分に想定されることである。

従ってそれらの懸念を払拭させるためには、本件は地方自治法第252条の43第1項の規程に基づく外部監査人による「個別外部監査」により監査を行われることが不可欠であり、このことにつき併せて請求する。

(3) 住民監査請求期限の徒過についての正当な理由

ア 住民監査請求の期限の定め（地方自治法第242条2項）について、本件住民監査請求の期限は平成22年3月31日をもって1年以内の期限となるのであるが、本件住民監査請求の遅延については次の通り同条2項ただし書きに定める正当な理由が存在する。

即ち請求人らが同文書の公開日である平成21年7月16日付で情報公開請求を行った平成20年度政務調査費収支報告書に係る領収書等の添付書類については、平成20年12月分から21年3月分迄の部分についての平成22年3月16日付行政文書一部公開決定通知書が請求人に送付され（送達日は3月18日である）（事実証明書5）、ようやく平成20年4月分から平成21年3月分迄の全文書の閲覧謄写が可能となったものである。

本件情報開示の遅延については平成22年2月4日付県議会議長宛領収書等の早期公開についての要望書（事実証明書11）を提出し、住民監査請求の期限遅延の予防措置をとったものであるが、結局平成22年3月16日付の開示通知となったものである。また開示通知を受領後も領収書ファイルの閲覧期日について議会局業務との日程調整の為閲覧日が遅滞したことも、住民監査請求に2か月を要したことの相当の理由の一つである。

更に加えて住民監査請求対象4会派のうち県政会・大志会を除く3会派より政務調査費収支報告書の修正版が平成22年4月になって提出されたことが5月6日議会局経理課吉田副主幹より知らされ、その文書が監査請求人に届いたのは5月10日のことであった（もとより監査請求書の訂正を余儀なくされた）。

従って平成20年度分全体の違法若しくは不当な公金の支出についての6千件に及ぶ違法支出の特定に係る検証を行うために住民監査請求書提出迄におよそ2か月の期間（相当の期間内である）を要したものであるが、これは同法2項に定める正当な理由に該当するものとして取り扱われるよう要請する。

イ なお付言すれば、前記怠る事実の存在を前提とする違法な目的外支出に対する返還請求権は、政務調査費について「領収書等を5年度間各会派に保管する」と定めた本条例第14条の趣旨からも、少なくとも過去5年度分に限っては住民監査請求権を有する県民や、地方自治法上の事務の管理及び執行権に基づく調査権を有する神奈川県知事に対し、その請求権や調査権が保証・担保されることが必要であることは言及するまでもなく、従って期限徒過の正当な理由となる。

この点は平成18年4月14日付東京地裁の品川区議団に対する判決のなかで、裁判長が「区長の返還請求権が消滅していない以上、監査請求期間の制限を適用する余地はないものと解すべきである」と監査委員が期限徒過を理由に住民監査請求を却下したことについての誤りを指摘している。

従って以上の次第で、本件住民監査請求は期限の徒過のない適法な住民監査請求であり、そのように取り扱われたい。

2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)

住所 (略)

氏名 (略)
住所 (略)

氏名 (略)
住所 (略)

氏名 (略)
住所 (略)

氏名 (略)
住所 (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

事実証明書1 「住民監査請求対象会派・議員政務調査収支報告書」(平成20年度分)

事実証明書2 「神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例」・「規程」

事実証明書3 政務調査費「目的外支出額」算定表(明細と根拠)

事実証明書4 費目別違法支出の内容についての考え方

事実証明書5 行政文書一部公開決定通知書

事実証明書6 政務調査費事務処理の手引き(平成20年4月1日・神奈川県議会)

事実証明書7 全国都道府県議会議長会「政務調査費の使途の基本的な考え方について」(平成13年10月16日付)

事実証明書8 政務調査費「目的外支出」の判断事例
(1) 寝屋川市議会に対する大阪高裁判決(平成19年12月)
(2) 寝屋川市議会に対する大阪高裁判決抜粋

事実証明書9 寝屋川市議会政務調査費の交付に関する使途基準細則(平成20年7月)

事実証明書10 川崎市議会政務調査費の運用指針(平成20年4月1日・川崎市議会)

事実証明書11 県知事・県議会議長宛「平成20年度分政務調査費収支報告書に係る領収書等の早期公開についての要望」(平成22年2月4日付住民監査請求人提出文書)

第3 監査委員の除斥

本件請求において、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、議選委員は除斥された。

なお、本件監査の間の議選委員は、5月26日までは松田良昭委員及び相原高広委員であり、5月27日からは国吉一夫委員及び此村善人委員である。

第4 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、平成22年5月17日付けで受理した。

第5 個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由

請求人は違法支出件数が5,870件にのぼり、監査委員2名だけでは有効な監査は行い難いこと等を掲げ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。

しかし、監査委員は独任性の執行機関で、1人であっても監査を実施することが可能であり、議選委員2人の除斥により、直ちに監査の実施が困難になるものではない。

また、本件請求に係る監査を担当する監査委員は、県固有の条例、財務関係の規則等に精通し、通常業務として日々監査を行い、県の財務管理、行政運営に係る理解が深い。前回、政務調査費に関する住民監査請求でも、監査委員による監査を実施しており、判例、関係裁判例及び他自治体の監査状況を十分に把握しており、豊富な知識、経験、実績を有している。

さらに、監査委員は法の定めるところにより、独立不羈の立場から監査を行っており、知事等の一般行政機関等と一線を画す立場を有しており公正な判断そのものが監査委員の任務となっている。

なお、監査事務局の職員は通常業務として日々監査を行っており、十分な監査実務の経験を有する補助者について不足はなく、また、県職員としての長年にわたる職務経験により、県の制度及び財務規則等にも通暁している。

以上により、請求人の主張はいずれも理由がなく、したがって個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められない。

第6 監査の実施

1 監査対象

知事が、平成20年度の政務調査費の支出について、請求人が事実証明書3で摘示対象としている、自由民主党神奈川県議会議員団、民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団、公明党神奈川県議会議員団及び県政会・大志会神奈川県議会議員団（平成20年当時）と同議員団に属する10人の県議会議員（以下「会派等」という。）に対して返還請求権を行使しなかったことが、法第242条第1項に規定する「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に当たるか否かについて監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(1) 証拠の提出

請求人から、陳述に際して、次の証拠が提出された。

事実証明書12 個別具体的違法支出の内容（事実証明書3、4補充意見書）

(2) 陳述

請求人（略）、（略）、（略）、（略）及び（略）は、平成22年6月8日に陳述を行った。

個別具体的違法支出について陳述のあった事項の要旨は、次のとおりであった。

ア 全ての会派及び議員に共通する摘示事項に係る違法事由について

会派等に共通する摘示事項に係る違法事由については、自由民主党を例として説明がなされた。

以下に掲げる事項は、請求人が陳述において、その一部又は全部を政務調査費の用途の目的外支出（以下「目的外支出」という。）と主張した項目である。

(ア) 広報・広聴費

a 看板代

政務調査研究に資する支出には該当しない。

b 印刷代

印刷物の多くは、議員が議会活動等を後援会会員等に対して知らしめようとするもので、その配布費用等の全額に政務調査費を充当する

ことは不相当で、3分の1を超える部分については目的外支出である。

c タウンニュース広告掲載料

議員の議会報告等を内容とするものであり、議員の氏名あるいは写真が紙面の多くを占め、議員の広告宣伝であり、3分の1を超える部分については目的外支出である。

d ニッケン石橋メール便等

後援会会員等への印刷物の配布や連絡通信であり、全て目的外支出とすべきものである。

(イ) 事務所費

a 事務所賃料

手引きでは、按分割合は会派等の責任において政務調査活動の実態に依り合理的に説明できる比率を定めて用いるとされているが、事務所賃料をはじめ、合理的説明がある事例は一切ない。

一般に議員事務所は、政務調査活動のほか、政党活動、後援会活動等が行われる場所である。そこで、各活動が等分に行われると考え、政務調査費の按分割合を3分の1とすることが、社会通念上妥当である。

b 賃借料・倉庫賃借料（会派控室）

会派控室は議員の議会活動の拠点であり、各議員の政務調査研究内容を持ち寄って検討する場となることはあっても、それがすべてということとはあり得ない。したがって、議員事務所と同様に3分の1を超える部分は目的外支出である。また、倉庫賃借料は全額目的外支出である。

c 光熱費

A議員の光熱費については、他の議員の事例と比較して高額であることから、4分の1を超える部分は目的外支出である。

d 車のリース料

車の購入費の賦払と同様に、用途基準に反する財産形成支出であり、全額目的外支出である。

e コピー機リース料

コピー機は政務調査活動のみに使用されるものではなく、他の活動にも使用されることから、使用割合によって適切に按分されるべきである。按分割合の実態が示されていないことから、3分の1を超える部分は目的外支出である。

f 電気代、水道代、ガス代及び電話代

適切に按分されていないことから、3分の1を超える部分は目的外

支出である。

(ウ) 事務費

電話代、コピーチャージ代、事務用品代、ファックスコピー機リース料及び議会内会派控室用コピーチャージ代については、事務所費のコピー機リース料と同様で、3分の1を超える部分は目的外支出である。

(エ) 人件費

按分割合は根拠が示されることなく、ほぼ一律に10分の9が適用されている。しかし、政務調査補助職員という名目のみで政務調査補助業務に従事していると見なすことは、実態や成果品が示されていない状況では不適切で、按分割合は3分の1が妥当である。

イ 民主党・かながわクラブに特有の事例について

(ア) 広報・広聴費

a 配送料

B議員が年度末に赤帽に配布代として支払った領収書があるが、支払先はB議員と同姓であり、領収書記載の電話番号は確認時点では使用されていなかった。また、配送依頼の対象となる印刷物の印刷費や封筒代、宛名印刷費について、支払日付近では領収書は存在しないことから、支出が実体を伴うものであるかどうか、監査時に念入りに確認が必要である。配送の事実がないと認められれば全額目的外支出である。

b リース料

B議員のリース料については、銀行自動引き落としであることを理由として領収書の添付がないが、支払の事実を証する書面の添付は必要である。したがって、これは全額目的外支出である。

c 切手代

1月23日に80万円、3月31日に16万円が切手代として支出されているが、80円切手を1枚ずつ封筒に貼っていく作業は非常に労力のかかるものであり、年度末の大量購入は不可解であり、全額目的外支出である。

(イ) 人件費

非常に高額なものがあるので、監査時に特に念入りに確認が必要である。

ウ 公明党に特有の事例について

(ア) 事務費

a 会計入力、会計事務費

政務調査費に係る会計業務は、直接的にはもちろん間接的にも政務調査研究に資する業務に該当せず、全額目的外支出である。

エ 県政会・大志会会派及び所属議員に特有の事例について

(ア) C議員の本県議会レポート郵送切手代等

3月25日に購入の2万枚の切手の使途が不明であり、切手が費消された形跡は認められない。購入時期を考えると、政務調査費交付額に残高を残さないための支出であり、全額目的外支出である。

監査に当たっては、切手の換金割合が96パーセントにも及ぶことを念頭に置いて、切手の大量購入の内容を検証し、厳しい対処を求める。

(イ) D議員のタウンニュース社への支出

県政レポートとしてタウンニュースに掲載している内容は、単に個人的な時事報告に過ぎず、議員個人のアピール記事であるため、少なくとも3分の1を超える額は目的外支出である。

(ウ) E議員の政務調査補助職員への高額な給与

年額360万円を超える高額な人件費を支出しており、政務調査補助職員としては不適切である。4分の1を私的活動とみなし、これを超える額は目的外支出である。

3 監査対象箇所への調査

本件請求に関し、監査対象箇所として議会局を選定し、職員調査を実施した。

また、経理伝票及び領収書の写し等の証拠書類の提出等を求め、調査を実施した。

4 関係人調査

本件請求に関し、法第199条第8項の規定に基づき、会派等に対して、関係人調査を実施した。

(1) 文書調査

聴き取り調査に先立ち、会派等に対して、文書により、関係書類等の提出を求めた。

(2) 聴き取り調査

会派等に対して、監査委員による聴き取り調査を実施した。

(3) 関係人からの補充資料の提出等

説明に補足が必要と判断した事項については、補充資料の提出等を求めた。

第7 認定した事実等

1 調査により認定した事実

請求人から提出された住民監査請求書（神奈川県職員措置請求書）及び事実証明書1から12まで、並びに監査対象箇所への調査、関係人調査の結果に基づき、本件監査請求に係る事実等を次のとおり認定した。

(1) 本県議会の政務調査費の透明性確保に向けた取組

平成19年5月2日、議会に係る諸課題について幅広い検討を行うため、議会改革検討会議が設置された。同会議において、平成20年度から政務調査費収支報告書に1円以上全ての証拠書類等を添付することが合意され、この合意を盛り込んだ神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年神奈川県条例第33号。以下「条例」という。）の一部を改正する条例案が平成20年2月定例会に提案され、可決された。

また、平成20年3月12日、同会議において、政務調査費の用途に関する運用基準等についての合意がなされた。この合意をもとに、政務調査費事務処理の手引き（以下「手引き」という。）が作成され、会派等の用途基準となっている。

(2) 政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付手続等は次のとおりである。

ア 政務調査費の交付決定

知事は、議長から当該年度の政務調査費の交付を受ける会派及び議員の通知を受けたときは、速やかに当該年度の政務調査費の交付決定を行わなければならない（条例第5条第3項、第6条第1項）。

知事は、政務調査費の交付決定を行ったときは、速やかに会派及び議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとされている（条例第6条第3項）。

イ 政務調査費の交付請求及び交付

会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、

速やかに当該交付決定に係る政務調査費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務調査費を交付する（条例第8条）。

ウ 政務調査費の返還

会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに返還しなければならない（条例第13条第1項）。

エ 政務調査費の額の確定

当該年度の政務調査費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。会派等の平成20年度の政務調査費の交付決定額及び確定額は別表1のとおりである。

また、議長から収支報告書の写しの送付を受けた知事は法第221条第2項の規定によりその内容を調査することができることを踏まえ、補助金規則の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務調査費の額の確定を行う。

2 会派等から説明された事実等

(1) 基本条例制定と政務調査活動

政務調査活動は、各会派等から聴取した事項を踏まえると、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が拡大したことにより、二元代表制の一翼を担うべき議会や議員の役割は重要性を増しており、政務調査活動はそうした議員の活動を支えるものである。

(2) 会派責任者による審査

条例第10条の規定により、各会派では政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者（以下「会派責任者」という。）を置いている。会派責任者は、支出を裏付ける証拠書類等の有無や、支出ごとに政務調査活動として適切なものかどうかについて重点的に審査を行っている。

自由民主党においては、政務調査を委託するという契約書類を取り交わして個々の議員に交付している分については、まず、議員本人が管理し、3箇月につき1回の割合で会派に報告させ、会派責任者が審査を行っている。

民主党・かながわクラブにおいては、議会局の協力を得て、議会局による事前審査を併せて行っている。

公明党においては、3箇月又は4箇月ごとに会派としてまとめ、証拠書類等を全て議会局に一旦見せたうえで、内容を審査している。また、人件

費、事務所費等の契約書等について、契約更新の都度、会派でその写しを保管している。

県政会・大志会においては、会派分及び各議員の支出分について、議会局に全ての支出伝票の相談をしている。また、議会局から指摘を受けた事項については、会派責任者間で協議をし、最終的に団長がその指摘が妥当であるか否かを判断している。

3 本件請求に関する議会局の見解等

支出手続の段階では、政務調査活動と他の議員活動等を明確に区分することが困難である場合も多く、その場合は、時間割合やその他合理的な方法で按分することとしており、その場合の按分割合は、会派又は議員の責任において、政務調査活動の実態に応じ、比率を定めている。

事前相談に当たっては、証拠書類等において外形的な判断がつかないものは、会派・議員に再チェックを依頼し、必要に応じ調査を行い、目的外支出と判定されたものを交付対象額から除くなど適正な審査に努めているところである。

請求人が政務調査活動に係る支出と政務調査活動以外の支出とが適切に按分されていないとしているのは、大阪高等裁判所平成19年12月26日判決（以下「大阪高裁判決」という。）を一般化した上で、一律に本件事案に当てはめたものにすぎず、本件の具体的な事例に則した按分割合とはいえない。

また、政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、一義的にはその判断に委ねるとするのが法及び条例の趣旨であると考えられる。

第8 判断の理由

1 本件監査に関する考え方

(1) 監査実施に当たっての考え方

ア 請求人の主張

本件請求は、その根底に請求人独自の判断と按分割合の適用を前提として、算出した額について違法支出（目的外支出）と断定している。

また、その根拠として、大阪高裁判決に示された按分割合の考え方を引用するとともに、この考え方による基準が、川崎市議会の政務調査費の運用指針と同様の基準であるとしている。

イ 按分割合について

按分の考え方の裁判例としては、請求人の引用する大阪高裁判決に先立つものとして、仙台高等裁判所平成19年4月26日判決（以下「仙台高裁判決」という。）がある。

仙台高裁判決では、使途目的について「議員が整理保管を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市政に関する調査研究に資する適正な支出と認めることができない支出は、使途基準に合致しない違法な支出というべき」としている。

また、証拠書類がない場合について「議員が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしないような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法な支出」としている。

さらに、活動目的による区分について「ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合」には「その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべき」としている。

ウ 判例等を踏まえた考え方

（ア）請求人の主張について

ここまで述べてきたとおり、法の該当条文の立法趣旨等を踏まえると、各地方議会が条例を制定し、自ら使途基準を定めることが予定されていることは明らかである。また、政務調査費は会派又は議員が自ら行う政務調査活動のための費用であって、具体的な政務調査活動の内容や、支出の対象については、会派又は議員が自主的・自律的に決定し、その裁量に委ねるべきものであるというのが、法及び条例の趣旨であると考えられる。

法が地方公共団体の議会の判断を前提としているのは、地方自治制度発足後約60年が経過し、この間、各地方公共団体ともに固有の判断が積み重ねられて来た歴史があり、それぞれの事情を斟酌した条例の制定が憲法の定める地方自治の本旨にかなうという発想が背景にあるものと思われる。

したがって、一つの地方公共団体の議会が定めたルールをもって、他の地方公共団体の議会の判断の適否を論じようとする考え方は、にわかに認めることは難しい。

(イ) 基本方針

政務調査費の具体的な取扱いについて、法が条例の規定に委ね、条例が神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例施行規程（平成13年神奈川県議会議長告示第1号。以下「規程」という。）に委ね、条例や規程が議長に委ねている法制度の趣旨を踏まえ、原則として、本県議会の合意を議長が文書化したものと認められる手引きの諸規定を尊重し、政務調査費の趣旨に適合するか否かについて判断を行うこととした。

手引きに拠りがたい場合には、監査委員としての判断の理由を明らかにし、社会通念上理解されるような整理を行った。この整理の結果は別表2に「監査の基準」として示している。

(2) 按分割合に関する考え方

ア 議会意思の尊重

(1) の考え方を踏まえて、按分割合についても、各費目ごとに一律の按分割合を示すような考え方は採らず、手引きの基準を合理的に説明される限りにおいて、尊重することとした。なお、合理的な説明には、それを裏付ける証拠書類が必要である。

したがって、手引きの基準が合理性を欠くと判断せざるを得ない場合には、各会派及び議員の補足説明又は資料等の追加提出を求め、合理的な説明の有無について慎重に調査を重ね、監査委員が按分割合の特定を行った。

イ 監査委員による按分割合の特定

次の算式により、按分割合を特定した。

調査研究活動（A）

調査研究活動（A）＋その他の議員活動（後援会・政党活動等）（B）

なお、上記算式のうち「その他の議員活動」について、人口が多く、都市化の進んだ神奈川県では、多党化現象や無党派層の増加傾向が続いており、従来型の地方議員のイメージとは異なり後援会を組織していない議員や党籍を持たない議員も増えていることから、政党所属及び後援会の有無について、会派を通じて調査した。

その結果、民主党・かながわクラブ及び公明党に所属する議員については後援会等の名称で資金管理団体の届出をしているが、実態として後援会活動を実施していなかった。また、県政会・大志会に所属する議員

については政党に所属しておらず、後援会の実態もない議員が多いことが判明した。

そこで、このような実情を踏まえて、機械的に算式を適用せず、合理的な按分割合の特定を行った。

2 摘示事項に係る判断

(1) 具体的な調査の方法

ア 事実証明書3に記載された摘示事項は5,870件であるが、このうち、重複しているものが51件、支出伝票及び証拠書類等を確認することができなかったものが2件あり、これらについては監査対象から除外した。その他、領収書の日付や経費区分の記載等について、支出伝票及び証拠書類等との食い違いが散見されたので、調査の結果、同一の事項と確認できたものを除き、食い違いのある摘示事項は監査対象に含めないこととした。

イ アで監査対象としたすべての摘示事項について、支出伝票及び証拠書類等との突合を実施し、金額、相手方、支出内容を確認した。特に、事務所費については、会派等が保管している契約書の写しを借覧し、領収書等の内容との精査を行い、契約が手引きの基準に適合していることを確認した。また、県政報告書等の成果物についても、一定の範囲で確認を行った。

ウ 請求人の摘示事項及び証拠書類等の確認の際に疑義が生じたものについて、会派等への関係人調査の際に確認し、必要に応じて、資料の補充提出を求めるなど、合理的な説明を求めた。

(2) 摘示事項に関する考え方

ア 広報・広聴費に係る按分基準について

(ア) 他の地方公共団体の例を適用することの是非について

請求人は、議会かながわ、県政報告書、ホームページや民間タウン誌等の掲載する議会報告等及びその配布諸経費等については、大部分後援会活動費ないしは政党活動費であって、その3分の2は政務調査研究に資する支出に該当しないことから、法第100条第14項の規定に反する目的外支出であると主張している。

また、請求人は、大阪高裁判決で示された按分割合の考え方を引用するとともに、その考え方による基準は川崎市議会の政務調査費運用指針と同様の基準であるとして、その按分割合を適用することにより、

目的外支出額を算定している。

しかしながら、大阪高裁判決は、特定の事例について個別具体的に判断したものであり、請求人の主張するような、個々の議員の状況を斟酌することなく、一律に按分割合を適用したものではない。

また、本県議会は自ら政務調査費の基準を定めており、川崎市議会等、他の地方公共団体の按分指針を直接適用する合理的理由はない。このことは、法が交付の対象等の具体的な事項について、条例に直接委任している（法第100条第14項）ことから明らかである。

（イ）全議員に同一の按分割合を適用することの妥当性

次に、請求人は、個々の議員の状況を斟酌することなく、一律に按分割合を適用する旨の主張をしているものと受け止められることから、その妥当性について検討する。

前述のとおり、仙台高裁判決が考慮すべきものと考えられるが、裁判の対象であった青森県弘前市と神奈川県では、地方公共団体としての規模の違い、基礎自治体と広域自治体の役割の違いはもとより、その地域性及び周辺環境が大きく異なっており、例えば、議員定数1人当たりの人口を見ても15倍近い開きがある。

また、都市化の進んだ神奈川県では、政治的にも多党化が進み、無党派層が大きな割合を占めるとともに、議員活動について、従来のような後援会組織ではなく、インターネットや交通のターミナル駅前での朝立ち演説のみに頼っている議員も少なくない。

そのため、当該判決における按分の考え方を適用すると、むしろ合理的に説明できる議員よりも説明できない議員の方が按分割合が大きくなるなど、当該判決をそのまま同様に適用することは明らかに不合理である。

請求人は、政党に所属せず、後援会もない議員に関しても、一律3分の1の按分割合を適用すべきと主張するが、こうした本県議会議員の実態を踏まえていないと言わざるを得ない。

また、繰り返しになるが、法の規定上、政務調査費の具体的な実施方法等を条例に委ねているのは、各地方公共団体の議会の意思決定を尊重することを前提としているからである。按分割合についても、そうした考え方から、会派及び議員の自立性を損なわないよう、法令上、一律に示していないものであるが、請求人は、そうした点についても考慮していないと言わざるを得ない。

したがって、請求人の言うような、個々の議員の状況を斟酌することなく、全議員に同一の按分割合を適用する考え方は妥当とは言えな

い。

(ウ) 広報・広聴費は政務調査費に含まれないとする主張について

法第100条第14項にいう「調査研究に資するため必要な経費」には、「調査研究のために有益な費用」も含まれ、広報・広聴費は調査研究に直接用いられる費用ではないとしても、調査研究のために有益な費用といえることができる（東京高等裁判所平成16年4月14日判決）。

したがって、広報・広聴費は政務調査費に含まないとする請求人の主張には理由がない。

(エ) 議会報告等及びその配布諸経費等について

a 広報・広聴費について

請求人は、広報・広聴費について3分の2は政務調査研究に資する支出に該当しないとし、法第100条第14項の規定に反する目的外支出であると主張しているが、この主張は、(ア)から(ウ)までに述べた理由から、認めることはできない。

また、県政報告等の内容が政務調査活動のみであるならば、全額、政務調査費で支出することが認められるが、政務調査活動以外の内容等が含まれている場合には、手引きに基づき適切に按分すべきであり、その限度で政務調査費を支出しているのであれば違法とはいえない。

b 県政報告書等の印刷物

政務調査活動の成果物である、県政報告書等の印刷物について議会局を通じて会派等に提出及び借覧を求めたところ、全ての会派等から提出及び貸出しがあった。印刷物の内容を確認したところ、県政の調査研究に関連するものと認められた。

なお、一部に政務調査活動以外に関する部分が含まれているものがあったが、手引きの基準を踏まえて、それぞれ按分がなされていた。

また、ホームページについても、その内容はおおむね県政の調査研究に関連するものと認められた。

したがって、議会報告書等の印刷代やホームページ関係の業務委託費や関連する郵送料等の支出は、違法な支出とは認められない。

イ 総括的な摘示がなされている事項について

(ア) 郵送料等（メール便、切手代、はがき代等）

郵送料等を手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合についても、それぞれの整理した割合とした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、配布先や配布物についての情報が得られなかったため、会派等に対して、補足説明や証拠書類の追加提出又は貸出しを求めたところ、会派等から回答等があり、合理的な説明が得られた。

会派等は、いずれも郵送料等を政務調査活動には欠かせない経費と考えていることは明らかであり、請求人が言うような後援会及び政党活動に使用されたものではなく、県政報告やアンケート等の政務調査活動に充てたものであり、会派等が主な配布物等を保管していることも確認した。

(イ) 会計ソフトの購入費（共通会計ソフト）

会計ソフトの購入費（共通会計ソフト）を手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合についても、それぞれの整理された割合とした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、会計ソフトの内容が明らかではなかったが、会派等に対して、補足説明や証拠書類の追加提出を求めたところ、会派等から回答があり、合理的な説明が得られた。

具体には、条例改正による政務調査費の領収書添付の制度化により、共通ソフトとして、リレーショナル・データベース・ソフトに政務調査費の共通項目入力用のマクロを組み込んだものと判断され、本県議会が情報公開に向けて、真摯に取り組むため、事務量軽減効果、期間短縮効果を考慮して採用したことは理由のあるものと言わざるを得ない。

(ウ) 会計事務等の委託費

会計事務等の委託費を手引きの基準に沿って、必要な経費と認め、その按分割合についても、それぞれの整理された割合とした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、会計事務等の委託の内容が明らかではなかったが、会派等に対して、補足説明や証拠書類の追加提出を求めたところ、会派等から回答があり、合理的な説明が得られた。

具体には、人を雇って会計事務を任せるのと何ら変わることがなく、専門職に任せることで、地方分権の進展による議決事項の範囲の拡大をはじめ、地方議会への期待の高まりに应运、立法調査等の政務調査にかかる時間を確保することは、議員本来のあり方として、一般的に理解できる。

(エ) 車のリース料

車のリース料を手引きの基準を踏まえ、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、車のリース料の内容が明らかではなかったが、会派等に対して、補足説明や証拠書類の追加提出を求めたところ、会派等から回答があった。

具体には、摘示事項のうち、特に高額な支出（支出額100万円：按分割合10分の9）について、当該の会派等に説明を求めた。

その他の車のリース料については、地域性等の議員を取り巻く諸条件を踏まえて、契約書等の写しの提出を得て、同様に確認をし、合理的な説明が得られた。

（オ）タクシー代

該当のタクシー代を手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、該当のタクシー代の内容が明らかではなかったが、該当の会派等に対して、補足説明等を求めたところ、政務調査補助職員（女性）が繁忙期の深夜帰宅に際して利用したものであることが明らかとなった。事情に照らして、合理的な説明が得られた。

（カ）看板代

該当の看板代（支出額98,175円：按分割合10分の10）については、手引きの基準を踏まえ、恒久性が認められるものについては、資産の形成に当たることから、必要な経費とは認めないものとした。

当初、請求人が添付した証拠書類等では、該当の看板代の内容が明らかではなかったが、該当の会派等に対して、補足説明等を求めた。

また、この例を除いて、類似する掲示板、告知板についても、同様の調査を実施し、手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。

（3）個別事案について

ア 広報・広聴費

（ア）県政報告会

請求人は、ホテル等施設を利用した県政報告等の会合の支出（按分割合：10分の10）について、後援会活動や政党活動が含まれているので、2分の1は目的外支出と主張している。

関係人調査において、該当の会派に具体的な使用目的等の説明を求

めたところ、県政報告会と後援会の会合の両方で使用した会場費等がまとめて請求されたものであることが確認できた。手引きの基準に沿って、後援会活動に限定された経費に政務調査費は充当できないことから、一部目的外支出と判断した。

また、この例を除いて、類似するホテル利用の会合についても、同様の調査を実施し、手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。

(イ) 印刷代に係る着手金等

請求人は、印刷代に係る着手金及び中間金支出（按分割合：10分の10）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

印刷代については、適切な按分割合により支出している場合は、目的内支出に該当するのは前述のとおりであるが、本件については、平成20年度内に着手金及び中間金を支払い、翌年度の平成21年4月になって平成21年度の政務調査費から完成時の支出をしている。

政務調査活動を政務調査費が制約するのは本末転倒であるが、この場合には、知事（議会局）が平成20年度あるいは21年度のいずれかで、成果物がないまま額の確定を行っているものと推認せざるを得ない。

そこで、議会局に確認を求めたところ、平成21年4月21日に成果物が完成し、新年度分としての整理がなされていることが確認されたので交付金としての性格上、平成20年度の確定に関して、知事（議会局）の財産の管理に怠りがあったと言わざるを得ない。

(ウ) タウンニュース掲載料

請求人は、タウンニュースに県政報告等を掲載する費用について、その内容から、すべて3分の1の按分割合を適用すべきと主張している。特に、D議員の副議長就任祝賀会の関係記事を取り上げて、実例として示している。

しかし、本件については、該当の会派が保管する成果物の一部を借覧し、その内容について、個別具体的に確認したところ、手引きの基準を踏まえて、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。

(エ) 赤帽運送料

請求人は、赤帽の運送料について該当する事業者が存在しない可能性を示して、確認できない場合は、全額目的外支出とすべきと主張し

ている。

関係人調査に当たっては、請求人の主張に沿って、該当の会派に確認したところ、赤帽協同組合の名簿の写し等が提出されたほか、固定電話が取り外された経緯、及び携帯電話に頼った経営がなされている旨の説明があった。

なお、調査の過程で、領収書の一部に疑義があることが判明したので、該当の会派に指摘した。

(オ) 多額の切手代

請求人は、年度末に多額の切手代を購入していることについて、対応する印刷物等の支出伝票等が存在しないとし、全額目的外支出とすべきと主張している。

関係人調査に当たって、支出伝票等を精査したところ、前後する日付けで、印刷物関係の支出伝票及び領収書等の証拠書類が確認された。該当の会派に確認したところ、印刷物の郵送に使用したとの説明が得られた。

切手購入の理由として、貼付の手間はかかるが、一般のダイレクトメールとは異なるものであることが外観からも確認できるため、料金別納等と比較して、地域の県民の反響が大きいとの説明もあり、合理的な説明が得られたものと判断した。

イ 事務所費

(ア) 保証金

請求人は、事務所賃貸に係る保証金償却分の支出（按分割合：10分の9）について、適正な按分割合を3分の1とし、3分の2を目的外支出と主張している。

賃貸借契約において、当然予測される敷金、保証金について、手引きには目的内支出となる具体的な経費として明示されていない。しかし、明渡しの際に返還されない礼金について、目的内支出となることが明示されていることから判断すると、明渡しの際に返還される敷金等については、目的外支出となる。

したがって、手引きの基準の類推により、保証金については、敷金と同種のものと考え、目的外支出とすることが妥当と判断した。

(イ) 自己所有の事務所に係る賃借料

支出伝票及び添付の領収書等の確認を重ねていった結果、賃貸借契約の相手方が、議員本人であることが明らかとなり、手引きの基準に

沿って、目的外支出と判断した。

(ウ) 事務所に附設する駐車場以外の駐車場賃借料

請求人は、駐車場使用料支出（按分割合：10分の9）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

手引きの基準では、事務所に附設する駐車場賃借料についてのみ、目的内支出となる具体的な経費として明示されている。そこで、事務所に附設する駐車場の賃借料については、必要な経費と認め、その按分割合については、それぞれの整理された割合とした。したがって、事務所に附設する駐車場以外のものについては、目的外支出とするのが手引きの基準であると判断した。

駐車場賃借料について、複数箇所に支出しているものがあったことから、関係人調査においてその具体的な使用目的等の説明を求めたところ、錯誤により請求したものと判明した。

(エ) 事務所使用料

請求人は、事務所使用料支出（按分割合：10分の10）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

支出伝票及び添付の領収書等の確認を重ねていった結果、賃貸借契約が、親族間の転貸借契約であることが明らかとなり、しかも、転借料の方が賃借料よりも高額であることが判明したので、転借料のうち、賃借料を超える部分について、目的外支出と判断した。

また、別の件であるが、事務所費で領収書と契約書の発行者に不突合が生じている例があった。

(オ) 年度末の事務所費一括支払

請求人は、年度末の事務所費一括支払の事例について、家賃等は前払が一般的であることから、次年度の支払をなしたものとみなし、会計年度を誤っていることから、全額目的外支出と主張している。

関係人調査等で、該当の会派に確認したところ、月別に事務所家賃を不動産業者を通じて、口座引き落としで支払っており、事務の繁雑さを避けるため、年度末に、不動産会社から家賃預かり金証明書の交付を得て、一括して政務調査費に計上していたことが判明した。

この場合は、毎月の領収書を得ることが困難であることから、前年度に、議会局の指導を得て、仲介不動産会社の証明を得ることにした

との説明であった。一括払そのものは、手引きの基準からは、適切な方法とまでは言えないが、請求人の主張するような年度の誤りは認められないことを確認し、事実関係を認定した。

(カ) 会派控室・倉庫事務所費

請求人は、会派控室・倉庫事務所費の支払事例について、政務調査活動の場ではなく、政党活動の場であり、全額目的外支出と主張している。

関係人調査等で、該当の会派に確認したところ、今回の条例改正に伴って、政務調査費の支出伝票及び領収書等の証拠書類、成果物を5年間保管する必要性が生じたことから、新たに倉庫スペースを借り入れたもので、条例に基づく義務を果たすための対応であることから、政務調査活動以外の何ものでもない、との説明が得られた。

該当の会派は、当時、所属議員40名を数え、説明のとおり、大量の書類の保管の必要性があることは、合理的な理由があると判断した。

(キ) 事務所費に関する高額な光熱水費

請求人は、事務所費に関する高額な光熱水費について、他の議員の政務調査事務所との比較で高額であることを理由として、4分の3を目的外支出と主張している。

関係人調査等で、該当の会派に確認したところ、当該事務所の入居ビルは、電気供給契約が業務用200ボルトとなっているため、家庭用従量電灯の金額を基準とした比較はできないとの説明があった。

また、請求人の作成した事実証明書3では、一見すると、年額精算のように見えるが、実際の支出伝票で確認すると、月額精算をしており、年額72万円の一括払ではなく、月額6万円という定額負担の契約であることが判明した。毎月の光熱水費全体としては決して高額ではない、との追加説明とも合致した。

ウ 事務費

(ア) 電話回線工事費

請求人は、事務所電話工事代金支出（按分割合：10分の10）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

手引きの基準では、事務所の建築工事費等について、目的内支出に適しない事例とされていることから、電話回線工事費については、目的外支出と判断した。

(イ) 国際小包航空便

請求人は、国際小包航空便に係る支出（按分割合：10分の10）について、全額目的外支出と主張している。

政務調査において、国際小包航空便を利用するということは、一般的に考え難いことから、関係人調査でその具体的な使用目的等の説明を求めた。該当の会派から、錯誤により請求したものと判明した。

(ウ) 区内特別郵便

請求人は、区内特別郵便に係る支出（按分割合：10分の10）について、全額目的外支出と主張している。

郵送料等については、手引きの基準では、適切な按分割合により支出している場合は目的内支出に該当する。そこで、該当の会派等に説明を求めたところ、区内特別郵便のうち1件について、錯誤により請求したものと判明した。

(エ) レタックス代

請求人は、レタックス代に係る支出（按分割合：10分の10）について、全額目的外支出と主張している。

レタックスは、請求人も主張するように、社会通念上、祝電、弔電に代わるものと考えられることから、政務調査において利用することは考え難い。

関係人調査において、該当の会派にその具体的な使用目的等の説明を求めたところ、一般的には政務調査活動には該当しない場合が多い旨の回答があったものであり、目的外支出と判断した。

(オ) 商店会との交流会

請求人は、商店会との交流会に係る支出（按分割合：10分の9）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

関係人調査においてその具体的な使用目的等の説明を求めたところ、会費については自費で対応し、政務調査費は充当していないとの回答があった。

(カ) 石油ファンヒーター

請求人は、石油ファンヒーター購入に係る支出（按分割合：2分の1）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

関係人調査において、該当の会派にその具体的な使用目的等の説明を求めたところ、最低限必要な備品であることから政務調査費に充当した旨の回答があったが、手引きの基準を踏まえて、当該備品は調査研究活動に直接必要とする機器には当たらないことから、目的外支出と判断した。

(キ) デジタルカメラ購入に係る保証保険料

請求人は、デジタルカメラ購入に係る支出（按分割合：10分の9）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

デジタルカメラ自体の購入については、手引きの基準に沿って、適切な按分がなされている場合には目的内支出となるが、証拠書類を見ると当該購入において保証保険料に係る費用が含まれていることが判明した。

保証保険料は、政務調査費には該当する費目がないことから、保証保険料の部分については目的外支出と判断した。

(ク) パソコン等の分割払による購入

請求人は、パソコン等の購入に係る支出（按分割合：10分の10）について、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

パソコン及びプリンター等の購入に当たり、24回分割払としている事例が1件あった。当該支出については、年度を超えた分割払であり、3会計年度に及ぶことから、交付金としての性格から若干の疑義がある。また、割賦販売法（昭和36年法律第159号）の規定により、所有権の移転が2年先の払い終わりの時点となり、備品管理の面からも疑義がある。

そこで、当該支出については、政務調査費による支出は認められないものと判断した。

(ケ) 定期的な政務調査会計事務補助

請求人は、政務調査会計事務補助は臨時的なものに限るとして、特定会派の定期的な政務調査事務補助員の雇用については、適正な按分割合を3分の1として、3分の2を目的外支出と主張している。

関係人調査等で確認したところ、実質的に委託契約によるものではないとの説明があり、手引きに従い支出していることを確認した。

(コ) 定期的かつ高額な政務調査資料作成費

請求人は、かかる政務調査資料作成は委託によるべきとし、委託契約の提示がないことを理由として、全額目的外支出と主張している。

関係人調査等で確認したところ、県政に関する調査研究に資するための資料収集、情報整理及び資料作成を委託したものとの説明があり、委託契約書の写しの提出があった。

(サ) 特定の議員の政務調査費事務費の精算状況

a 領収書等の添付の状況

請求人から、いくつかの点で領収書等の添付の状況等の問題点を指摘された議員について、摘示対象となった費目の支出のすべてについて、精査した。

結果として、領収書と契約書の名義の不突合があるもの数種類をはじめ、金額の不一致、支払証明の多用など、不適切な精算処理が行われていることが判明した。

b 多様な支払方法

請求人から、いくつかの点で問題点を指摘された、もう一人の議員について、摘示対象となった費目について、調査を行ったところ、クレジット払、月賦払及び年額一括払が行われていたことが確認された。

いずれの支払方法も、現金が前渡しされて、精算する当該交付金の性格から問題があり、回数等の選択による負担増や会計年度との整合性にも疑義が生じることから、会計の原則に触れる支払方法と考える。特に、月賦払については、該当の全額を目的外支出と認定した。

エ 人件費

請求人は、特定議員の政務調査補助職員の人件費が高額であることから、目的外支出に当たると主張している。

そこで、関係人調査等では、具体的に、どのような政務調査がなされ、どのような補助職員がそれを支え、どのような成果に結びついているか、事情を聴取するとともに、雇用契約の内容及び台帳の整備状況を確認し、さらに、一部については会派等の保管する成果物等を借覧し、聴取内容の確認を行った。

個別の事案で人件費の額が他と比較して高い職員を雇用している場合は専門性、地域性等の事情が認められることから、額についての基準はないものと思われる。手引きの基準に合致していれば、基本的には、政務調査の主体である会派等の判断を尊重すべきものとする。

したがって、請求人の主張には特別な根拠はなく、単に額の高低を

比較しているに過ぎないと判断せざるを得ない。

なお、F議員の政務調査補助職員への給与の支払が、関係会社に対する給与費負担金として支払われており、他の議員の支払方法と著しく異なっていること、税法上の源泉徴収義務、社会保険料等の支払義務を会社側に負わせていることから、関係人調査において、関係する契約書等の提出を求めるとともに、事情の説明を求めたが、特に、政務調査費として違法性を認めるような事実は存在しなかった。

しかし、目的外支出とは言えないとしても、契約関係は妥当なものとは言い難い。

3 監査委員の判断に対する会派等のその後の対応

(1) 総括的な摘示に対応する事項

ア 高額な車のリース料については、該当の会派から政務調査費の充当事項としては取り下げの旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

イ 看板代については、該当の会派から誤って計上したとの理由で政務調査費の充当事項としては取り下げの旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

(2) 広報・広聴費の摘示に対応する事項

ア ホテル等施設を利用した県政報告等の会合費用については、一部目的外支出と判断したところ、該当の会派から使用面積が説明できる図面等が提出され、3分の1の按分割合に変更する旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

イ 成果物がないまま額の確定を行っていた印刷代については、交付金としての性格上、知事（議会局）の指導に問題があることを認めた。

ウ 赤帽運送料については、該当の会派から、正しい領収書が再提出され、差し替えた旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

(3) 事務所費の摘示に対応する事項

ア 賃貸借契約に関する保証金等については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げの旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

イ 借主である議員本人の個人所有である事務所に係る賃借料については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

ウ 事務所附設の駐車場以外の駐車場の賃借料については、該当の会派から、錯誤によるものであり、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

エ 事務所を親族間で転貸していたケースについては、該当の会派から、賃借料と転借料の差額分を、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

また、別件で、事務所費の領収書と契約書の名義に不突合が生じている例があったので、指摘したところ、該当の会派から、正しい領収書の再発行を求め差し替える旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

(4) 事務費の摘示に対応する事項

ア 電話回線工事費については、目的外支出と判断したところ、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

イ 国際小包航空便の利用については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

ウ 郵送料等のうち、区内特別郵便1件については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

エ レタックス代については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

オ 商店会との交流会の会費については、該当の会派から自費で対応し、

政務調査費は充当していないとの回答があったので、政務調査費としての支出がないことを議会局に確認し、事実関係を認定した。

カ 石油ファンヒーター代については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

キ デジタルカメラの保証保険料については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

ク パソコン及びプリンター等の購入に当たり、24回の分割払としている事例については、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

ケ 特定の議員の政務調査費事務費の精算状況

(ア) 領収書等の添付の状況

領収書と契約書の名義の不突合があるもの数種類をはじめ、金額の不一致、支払証明の多用など、不適切な精算処理が行われていることが判明したところであるが、該当の会派から、領収書の再提出等の補正措置をとる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

(イ) 多様な支払方法

調査を行ったところ、クレジット払、月賦払及び年額一括払が行われている特定の議員がいることが確認された。

特に、割賦については、問題の多い支払方法と考え、手引きの基準からも疑義のある支出であることから、月賦払については、該当の全額を目的外支出と判断したところ、該当の会派から、政務調査費の充当事項としては取り下げる旨、連絡があったので、これを議会局に確認し、事実関係を認定した。

4 結論

関係人調査により、会派等から提出された証拠書類等の調査、関係人からの事実関係の聴取、会派等から提出された補充資料等をもとに、監査基準を適用して判断した結果は、次のとおりである。

請求対象のうち、目的外支出とした項目は別表3のとおりであり、補正、差し替え等が必要であったことから、平成20年度の政務調査費の額の確定の事務において、一部に財産の管理を怠る事実が存在することは明らかであると考えます。

したがって、知事は目的外支出とした項目について、交付先の県議会の各党派等がその内容を修正し、収支報告書の再提出を行ったことを確認するなど、必要な措置を講ずべきである。

当該措置に関する期限は、平成22年9月30日とする。

また、これに付随して、県の交付金の準則である補助金規則を踏まえて、知事は、政務調査費の額の確定を行う年度と交付先で実際の支出が行われる年度の間で乖離が生じないように、交付先も含め、関係規定等を整備されたい。

第9 監査委員意見

監査委員として、特に付言しておくべき事項を述べるものである。

1 手引きの改訂について

平成20年度は、本県議会自らの努力により、政務調査費に関する領収書等の証拠書類が添付されることとなった初年度であった。それだけに、議会自ら定めたルールである手引き等では必ずしも支出のすべてに相当する規定がなく、平成20年度の実例では、想定されていなかったクレジットカードやインターネット・バンキングの利用等の新規事例もあり、今後の改訂が必要である。

2 証拠書類等の適正化について

添付されるべき証拠書類等のうち、領収書のみの例があり、合理的なものかどうか関係人調査によらなくては判断できないものも少なくなかった。政務調査費は県民の貴重な税金を財源とするものであるので、正しい領収書及び成果物等の添付が当然であり、一層の配慮を求めるものである。

3 支出伝票等の情報公開のあり方について

平成20年度分の政務調査費の情報公開では、支出伝票等の記載項目のうち、経費区分、内容、按分根拠等が、提出時点で削除されており、確認できない運用となっている。

監査委員としては、関係人調査の結果等により資料等が整備されていることは確認できたが、県民の知る権利を尊重しないと、制度そのものへの

不信となりかねないので、政務調査費の用途等の内容を知ることができるような運用を図り、制度の透明性を確保されたい。

4 経費と効果に関する考慮の必要性について

本件措置請求で摘示のあった支出項目の一部には、違法支出の理由として高額であることや年度末執行について、請求人が問題と主張しているものがあつた。これらの支出は、一部を除き、違法とは認められなかつたものの、政務調査費が公金から交付されていることを踏まえると、「最少の経費で最大の効果」をあげるよう、なお一層考慮されたい。

(別表 1)

平成20年度政務調査費の交付決定等の状況

1 交付決定

会 派 等		金 額 (円)
自由民主党神奈川県議会議員団		254,400,000
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団		221,010,000
公明党神奈川県議会議員団		76,320,000
県政会・大志会神奈川県議会議員団		3,500,000
県政会・大志会 神奈川県議会議員 団所属議員	相原 高広	6,010,000
	嘉山 照正	6,010,000
	斉藤ゆうき	6,010,000
	川上 賢治	6,010,000
	笠間 茂治	6,010,000
	飯田 誠	6,010,000
	馬場 学郎	6,010,000
	山本 俊昭	6,010,000
	松尾 崇	6,010,000
	菅原 直敏	6,010,000

2 額の確定(返還額を差し引いた交付額)

会 派 等		金 額 (円)
自由民主党神奈川県議会議員団		254,400,000
民主党・かながわクラブ神奈川県議会議員団		221,010,000
公明党神奈川県議会議員団		76,320,000
県政会・大志会神奈川県議会議員団		3,500,000
県政会・大志会 神奈川県議会議員 団所属議員	相原 高広	6,010,000
	嘉山 照正	6,010,000
	斉藤ゆうき	6,010,000
	川上 賢治	6,010,000
	笠間 茂治	6,010,000
	飯田 誠	6,010,000
	馬場 学郎	6,010,000
	山本 俊昭	5,429,456
	松尾 崇	6,010,000
	菅原 直敏	5,988,590

監査基準

第1 各費目共通

1 法令の規定及び立法趣旨を踏まえ、神奈川県議会自らが作成した手引きで整理された内容を監査基準の基本に据えるものとする。

2 用途が政務調査活動の趣旨に合致していることが、合理的に説明できることを要する。従って、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的経費に係る経費の支出は当然、目的外支出とする。

3 支出に関する証拠書類については、次のように取り扱うものとする。

- (1) 原則として領収書の添付を要する。
- (2) 政務調査費の交付対象が会派であるときは、領収書のあて名は原則として会派あてであることを要するが、個々の議員名も許容する。
- (3) 領収書のあて名が他人名義(親族名を含む)のもの、後援会名義のものは原則として目的外支出とする。
- (4) 領収書の添付がない場合は、支払証明のみでは許容せず、成果物の提示その他の提出される資料等から支払の事実が推認できることを要する。

4 1つの活動が政務調査活動と2で掲げた各活動の面を有し、明確に区分することが困難である場合の按分割合の算定は、次のように取り扱うものとする。

- (1) 各支出費目ごとに一律の按分割合とする考え方は採らず、手引き、会派としての合意及び各議員の考え方が、合理的に説明される限りにおいて、これを尊重する。
- (2) 手引き等の基準が合理性を欠く場合には、次の算式により、按分割合を特定する。

調査研究活動 (A)

調査研究活動 (A) + その他の議員活動 (後援会・政党活動等) (B)

- (3) 算式に当てはめた結果、上記按分割合が当初の按分割合を超えることとなる場合には、計算の結果にかかわらず当初の按分割合を特定した按分割合とする。

第2 広報・広聴費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報広聴活動に要する経費と規定されている。
本件監査における取扱いは次のとおりとする。

1 政務調査広報紙等印刷に係る経費

成果物の内容が後援会活動又は政党活動に係るものである場合には目的外支出とする。なお、政務調査活動である旨の合理的な説明があった場合にはこの限りではない。

2 配布に係る経費（郵便料等）

- (1) 配布物の内容及び配布の目的が政務調査の趣旨に合致していることを要する。
- (2) 配布先により後援会活動又は政党活動と認められる場合は目的外支出とする。

3 意見交換に係る経費

関係資料の内容が後援会活動又は政党活動に係るものである場合には目的外支出とする。なお、政務調査活動である旨の合理的な説明があった場合にはこの限りではない。

4 ホームページ作成・維持に係る経費

ホームページの内容が政務調査活動の広報と認容できることを要する。

5 タウンニュース掲載に係る経費

- (1) 成果物の内容及び配布の目的が政務調査の趣旨に合致していることを要する。
- (2) 成果物の内容が後援会活動又は政党活動と認められる場合は目的外支出とする。

6 看板作成費

看板の内容が後援会活動又は政党活動と認められる場合又は工作物である場合は目的外支出とする。

第3 事務所費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとする。

1 事務所（駐車場）賃借料

- (1) 事務所台帳及び賃貸借契約書の内容が、「政務調査費事務処理の手引き」に掲げる事務所としての要件を充たすことを要する。
- (2) 事務所の使用目的がおおむね政務調査活動のためである旨、合理的な説明がない場合は目的外支出とする。なお、比較的高額な支払となっている場合については、高額となっている理由について合理的な説明を求めるものとする。
- (3) 事務所に附設以外の駐車場については政務調査活動に係る経費である旨の合理的な説明がない場合には目的外支出とする。

事務所の要件（手引き7頁）

- ① 事務所としての機能（外観、事務スペース、会議スペース、事務用備品等）を有していること。
- ② 賃借の場合には、原則として会派又は議員が契約者となっていること。

2 事務所維持管理経費（光熱水費）

領収書の記載内容から事務所の管理運営費とは認められない場合は目的外支出とする。

第4 事務費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとする。

1 通信費、事務用機器リース代

携帯電話通話料については、原則として一人当たり1回線のみを認容する。

2 事務用品購入費

領収書の記載内容から雑貨類等、事務用品として認容できないものについては、政務調査活動に係る経費であるという合理的な説明がない場合は目的外支出とする。

3 パソコン、プリンタ及びその周辺機器に係る経費

原則として一人当たり1台のみを認容し、既に購入している場合については、更新に伴う購入のみを認容する。

4 ソフトウェア購入費

(1) 1種類につき1本のみを認容し、既に購入している場合については、更新に伴う購入のみを認容する。

(2) 議会として採用している政務調査費専用会計ソフトウェアは、目的内として認容する。

第5 人件費

政務調査費条例施行規程により、会派及び議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費と規定されている。

本件監査における取扱いは次のとおりとする。

- (1) 人件費については、政務調査活動に従事している勤務実態があることを要する。
- (2) 前項を証するため、源泉徴収票、社会保険料台帳等の写しの提出を求め、政務調査活動に従事している勤務実態があることの説明を求める。
- (3) 前項の証明が示されない場合には、目的外支出とする。

第6 その他

1 交通費等については次のとおりとする。

- (1) タクシーの利用に係る経費等については、原則として、用務内容の説明を求める。
- (2) 車のリースに係る経費については、後援会活動、政党活動に係るものでないことが説明できない場合及び所有権移転型リース契約である場合は目的外支出とする。

2 レタックスに係る経費については目的外支出とする。

以上の基準によることができない場合又は基準によることが不相当であると認められる場合は、個別に判断を行う。

目的外支出とした項目一覧

会派等	経費区分	事実証明書3		支出内容	支出月日	政務調査費支出額(円)		
		頁	行				内目的外支出とした金額(円)	
自由民主党	広報・広聴費	1	1	看板代	4月10日	98,175	98,175	
		6	17	県政報告会	1月30日	150,000	100,000	
	事務費	34	24	電話回線工事	5月13日	42,336	42,336	
		44	8	車のリース料	3月19日	900,000	900,000	
		58	18	国際小包航空便	6月13日	5,100	5,100	
		58	20	区内特別郵便	7月7日	14,885	14,885	
		61	8	レタックス代	6月20日	2,320	2,320	
		61	7		7月22日	580	580	
		61	15	商店会との交流会 〈実支出なし〉	2月27日	10,000	10,000	
	計						1,223,396	1,173,396
民主党・かながわクラブ	事務所費	17	4	保証金等	8月28日	213,300	81,000	
		25	6	事務所に附設する駐車場以外の駐車場賃借料	3月25日	129,600	129,600	
		11 他	7 他	自己所有の事務所に係る賃借料	4月22日 他	1,200,000	1,200,000	
		11 他	14 他	事務所使用料	4月25日 他	1,800,000	240,000	
	事務費	33	7	デジタルカメラ購入に係る保証保険料	7月26日	23,010	970	
		33	17		8月5日	17,892	756	
		36 他	10 他	パソコン等の分割払いによる購入	11月27日他	26,274	26,274	
		40	2	インターネット接続料金 (領収書等の添付に係る不適切な精算処理)	3月31日	10,185	10,185	
		35	22	電話回線工事費	11月4日	20,928	20,928	
		37	21	石油ファンヒーター	1月10日	12,400	12,400	
	計						3,453,589	1,722,113
	合計						4,676,985	2,895,509